

名勝金平成園（澤成園）条例

（目的）

第1条 この条例は、名勝金平成園（澤成園）（以下「金平成園」という。）を市の貴重な歴史的遺産として保存し、広く公開し、及び活用することにより市民の歴史的文化に対する意識の高揚を図り、もって文化の振興及びまちづくりに寄与することを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 金平成園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
名勝金平成園（澤成園）	黒石市大字内町2番地1

（管理及び運営）

第3条 金平成園の管理及び運営は、黒石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

（公開及び使用）

第4条 金平成園を一般に公開するとともに、管理上支障のない範囲内において各種行事に使用することができる。

（休園日）

第5条 金平成園の休園日は、次のとおりとする。

（1） 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

（2） 12月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、臨時に開園し、又は閉園することができる。

（開園時間）

第6条 金平成園の開園時間は、午前9時30分から午後4時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(入園料)

第7条 金平成園を観覧し、又は別表第1に掲げる施設（以下「有料施設」という。）を使用するために入園しようとする者は、別表第2に定める入園料を納付し、入園券の交付を受けなければならない。

(入園料の減免)

第8条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、入園料を減額し、又は免除することができる。

(観覧の制限等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、金平成園の観覧を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公益を害し、若しくは風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 金平成園の施設、附属設備その他の構造物（樹木を含む。以下同じ。）を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、金平成園の管理運営上支障があると認められるとき。

(使用の許可)

第10条 有料施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、金平成園の管理上必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第11条 前条第1項の規定により有料施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、天災その他使用者の責めによらない理由により有料施設を使用することができなくなった場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第12条 教育委員会は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用の制限等)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設の使用を制限し、若しくは停止し、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を許可しないことができる。

(1) 第9条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めたとき。

(3) 偽りの申請その他不正により使用の許可を受けたとき。

(使用権の譲渡の禁止)

第14条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第15条 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用の許可を取り消され、若しくは使用を制限されたときは、直ちに使用場所を原状に復さなければならない。

2 使用者は、前項の義務を履行できないときは、原状回復に要する経費を負担しなければならない。

(損害賠償)

第16条 金平成園の施設、附属設備その他の構造物を損傷し、若しくは汚損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第17条 金平成園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 金平成園の管理を指定管理者に行わせる場合の手続は、黒石市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年黒石市条例第30号）の定めるところによる。

3 指定管理者は、次に定める業務を行うものとする。

- (1) 入園に係る受付に関すること。
- (2) 使用の許可に関すること。
- (3) 観覧の拒否又は退去の命令に関すること。
- (4) 使用の許可の条件に関すること。
- (5) 使用の拒否若しくは使用の許可の取消し又は使用の停止若しくは使用の制限に関すること。
- (6) 金平成園の施設、附属設備その他の構造物の維持管理に関すること。
- (7) 金平成園で行う事業の実施に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、金平成園の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

4 前3項の規定により、金平成園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第3条中「黒石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第5条第2項及び第6条ただし書中「教育委員会が特に必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要と認めたときは、あ

あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第9条、第10条、第11条第1項ただし書及び第13条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用するものとする。

(利用料金の收受等)

第18条 前条第1項の規定により指定管理者に金平成園の管理を行わせる場合における入園料及び使用料（以下「利用料金」という。）は、当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金の額については、指定管理者が、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

3 第1項の場合において、第7条（見出しを含む。）及び別表第2中「入園料」とあるのは「利用料金」と、第11条（見出しを含む。）及び別表第1中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えて適用するものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による金平成園の管理及び運営に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第7条、第11条、第18条関係）

区分	使用料			
	開園時間内			開園時間外
	1時間当たり	全日		1時間当たり
離れ東の間	510円	3,080円	5,500円	760円
離れ中の間	640円	3,850円		960円
煎茶室	510円	3,080円	—	760円

備考

- 1 「開園時間内」とは第6条本文に規定する開園時間をいい、「開園時間外」とはそれ以外の時間をいう。
- 2 営利を目的として使用する場合（催事等の観覧、参加等に対する対価を徴収する場合をいう。）は、使用料の額に2を乗じて得た額を徴収する。
- 3 使用料は、準備し、及び原状に復する時間を含めて徴収する。
- 4 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなして使用料を徴収する。

別表第2（第7条、第18条関係）

区分	入園料	
	個人	団体（10人以上）
大人	400円	1人につき 350円
高校生	200円	1人につき 170円

備考 中学生以下は、無料とする。